

白山市発注工事請負業者の皆様へ

総務部監理課

現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代について

このことについて、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第317号）に基づき、次のとおりとします。

また、現場代理人についてもそれに準じた運用とします。

1．現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代が可能な場合

現場代理人及び主任（監理）技術者（以下「技術者等」という。）の途中交代が認められるのは、技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、「監理技術者制度運用マニュアル」（別紙に抜粋）に記載されている場合です。

途中交代を行なう場合は、工事担当部署と 交代時期、 前任技術者等と同等以上の技術力であること、 一定期間重複して後任技術者等を現場に設置することの要否について、十分な協議を行ない、工事の継続性、品質確保に支障がないことが確認できなければなりません。

2．現場代理人及び主任（監理）技術者の途中交代事務手続き

工事担当部署と元請業者が技術者等の途中交代に係る協議書（様式3）により事前協議を行ない、協議が整えば、技術者等変更承認願（様式1）に次の書類を添付し提出して下さい。

技術者等の途中交代に係る協議書（事前協議の内容を清書したもの）

変更時期を記した工程表

後任技術者の資格等（写）

請負金額が2,500万円を超える場合は、雇用継続期間が3ヶ月以上であることが分かる書類

工事の継続性品質保持の対策資料（引継ぎ書等）

書類は、変更しようとする期日の7日前までに提出すること。ただし、死亡や傷病の場合は速やかに提出すること。

承認後、コリンズ登録を必要とする工事は、変更手続きも忘れずにして下さい。

【参考資料】

「監理技術者制度運用マニュアル」抜粋

二 - 二 監理技術者等の設置

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。